

町の人口 (令和6年3月1日現在) (先月1日比)

人口	6,952人	増減なし	
男	3,486人	増	1人
女	3,466人	減	1人
世帯数	4,183世帯	増	5世帯

期間内の異動	転入・出生	24人 (うち転入21人出生3人)
	転出・死亡	25人 (うち転出14人死亡11人)

各地域の人口・世帯数 ※外国人含む

	世帯数	男	女	人口計
三根	2,022	1,723	1,667	3,390
大賀郷	1,378	1,139	1,143	2,282
檜立	272	225	228	453
中之郷	350	279	317	596
末吉	161	120	111	231
全体	4,183	3,486	3,466	6,952



目次 ※掲載の日程などは全て編集時点の予定であり、情勢により変更など行う場合がございます

- | | |
|---------------------------------|------------------------------------|
| 2 ▶ 令和6年度施政方針 | 23 ▶ シルバーパス/老人優待乗車券/老人クラブ活動 |
| 8 ▶ 令和6年度八丈町事業費一覧表 | 24 ▶ 水道だより/し尿・雑排水などの休業日のお知らせ |
| 9 ▶ 令和6年度各会計予算状況 | 25 ▶ 環境だより |
| 10 ▶ 檜立自治会 対話集会 | 26 ▶ 定期予防接種/母子保健 |
| 12 ▶ 税のお知らせ | 27 ▶ 子ども家庭支援センター/英会話教室/地域振興補助事業募集 |
| 13 ▶ 国保だより | 28 ▶ 教育委員会だより |
| 14 ▶ 国民年金 | 29 ▶ 図書館からのお知らせ |
| 15 ▶ 春の全国交通安全運動/言語機能訓練 | 30 ▶ 歴史民俗資料館の閉館について/「表示登記の日」無料相談 |
| 16 ▶ 後期高齢者医療保険からのお知らせ | 31 ▶ 登記手続案内/地域包括支援センター業務委託先変更 |
| 18 ▶ 介護保険料について/がん患者ウィッグ等購入費一部助成 | 32 ▶ 指導員募集 |
| 19 ▶ 犬の登録・狂犬病予防注射のお知らせ | 33 ▶ 運転手募集/町長上京日記 |
| 20 ▶ 島外通院交通費一部助成/来島者数・観光客数推計 | 34 ▶ 八丈病院からのお知らせ/Let's be healthy! |
| 22 ▶ 認知症コラム | 35 ▶ 東海汽船の運賃改定について/運行情報/町へのご意見 |



令和6年度施政方針

八丈町長 山下 奉也

令和6年第一回八丈町議会定例会の開催にあたり、私の町政に関する所信の一端と施策の概要を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに

はじめに中之郷埋立処分場、2月2日の出火に際しましては、町民の皆様に多大な不安とご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。長期間にわたり、消防団や警察署、関係機関の皆様には消火活動にご尽力いただきましたことに深く感謝しております。

今後、中之郷埋立処分場での受け入れは困難となり、クリーンセンターなどでの受け入れ基準を超える伐採木につきましては、有料となりますが、現在処理業者と受け入れ態勢を準備しております。町民の皆様に大変ご迷惑をおかけしますが、受け入れ態勢が整い次第、改めてご案内させていただきます。

さて、これまで3期12年での町政の取り組みにつきましては、議員の皆様、町民の皆様のご支援とご協力を賜り、各分野において成果が出てきたと考えておりましたが、新型コロナウイルス感染症により、一次産業や観光業など多大な影響がありました。

新型コロナウイルス感染症対策では、地方創生推進交付金を活用し、影響を受けた事業者の方々への支援や、経済対策として水道料金の補助を実施しました。

5類へ移行されたことにより、最も影響の大きかった観光業に関しては、コロナ禍前の観光客数に戻りつつあります。

コロナ禍後の新しい島づくりのために職員と一緒に取り組んでいきます。

「避けられない大きな課題である人口減少問題への歯止め政策」として、地場産業である農業・漁業の振興を図り、観光産業などの島内資源を結び、後継者対策として新規就業者への育成支援、農業・漁業の基盤整備支援、観光業では、八丈島の自然、食、文化、伝統など特色を活かした観光振興により、将来の担い手にまちづくりを託せるよう進めていきたいと考えております。

来年度は町制施行70周年の記念の年となります。町民の皆様が様々なイベントなど参加していただき70周年を一緒に祝い、盛り上げていきたいと思っております。

また、今年の名誉町民である團伊玖磨氏の生誕100年であり、70周年事業のメインイベントとして團伊玖磨氏が残した音楽を町民の皆様幅広く知っていただくため、記念公演を実施します。

これまで、様々な施策を駆使し、議員の皆様、町民の皆様と共に取り組んできたところではありますが、人口減少、少子高齢化、財政状況など、本町のおかれている状況は、依然として厳しい状況です。

そのような中、自治体、民間企業においても人口減少社会への対応を迫られています。そのため、適応政策としてデジタルトランスフォーメーション（DX）を今、八丈町が推進している「東京宝島サステナブル・アイランド創造事業」で活用し推進することで、八丈町も現代社会の流れに遅れることなく、未来の八丈町を担う世代へ繋げてまいりたいと考えております。

また、近年の災害は激甚化しており、能登半島地震におきましても、甚大な被害をもたらしました。

八丈町として町民の皆様の生命・財産を守るため、災害への備えは大きな課題であり、減災を意識しながら、「自助」「共助」「公助」を踏まえ防災計画を確認、改善し、防災態勢を更に充実させるため、積極的に事業展開を図ります。

近年は町職員の退職者もあり、定員不足となっております。それぞれの理由がありますので難しいところではありますが、今後は退職者との時間を設け、理由などを把握し、改善できるのであれば対応していきます。

今年度は採用者の年齢の見直しや経験職採用も取り入れ、採用者も増えております。年齢層の高い職員も増え、今後はこれまで以上の職員間のコミュニケーションが必要であると考えております。コロナも5類に移行され、コミュニケーションもこれまでより取りやすい環境になりました。引き続き職員採用に取り組むとともに、コミュニケーションを取ることで、役場内部の立て直しを図ります。

また、退職者を減少させることが最も重要な課題であると考えており、役場内部の職員間の意見を集約できる態勢づくりに取り組めます。

そして、八丈町基本構想で掲げております「住民が主役の町」「島を生かす町」「歴史と文化を生かす町」「グリーンアイランドを目指す町」の4つの柱を基本方向とし、「持続可能な開発目標」(SDGs)の考え方を取り入れ、「ともに支えあうあたたかい町」を将来像として定め、町民の皆様と行政が協働することで新たなまちの魅力を創りあげることを目指してまいります。

この基本構想に沿って、「都市基盤」「生活」「文化・教育」「産業」「行財政・機構」と項目を分けて、施策を分類しておりますので、この項目に従い主要な施策について申し上げます。

主要施策

● 都市基盤

基本構想の「都市基盤」の項目では、「独特の気候、風土や人の営みなどの特性に立脚し、みどり豊かな町で住み続けられる環境」の整備について示しています。

【サステナブルアイランド創造事業】

事業最終年度となる東京宝島サステナブルアイランド創造事業は、総額2億9千6百万円を計上しており、みずほグループと連携し、デジタル化による新たな取得可能なデータと既存データを分野横断的に集約・統合・分析できる環境整備に向けたデータ連携基盤の構築と、今後の展開も見据えた防災DX・観光DX・行政DX等、各種施策を実施していきます。

【移住定住】

移住定住事業の促進を図るため、関係機関と連携し、「多摩島しょ移住定住相談窓口」や新規

採用予定の移住定住担当地域おこし協力隊員を活用するなど受け入れ態勢の強化に取り組まします。

【防災対応】

地震・津波・風水害など、多様化する自然災害への対応について、町と関係機関などが連携した協力態勢づくりに努めます。

災害対応におけるデジタル技術の導入・活用を民間企業と連携し、災害時の迅速な情報収集など災害対応の高度化・効率化に引き続き取り組まします。また、5年計画の最終年度となる防災行政無線のデジタル化に伴う工事については、1億4千8百万円となります。今後も計画的な維持管理を実施し、町民の皆様が安心して暮らせるよう努めます。

【土木・管財事業】

道路改良事業においては、1億9千2百万円を計上しています。災害時に坂下と坂上を結び避難用道路として、中道伊郷名線を継続事業として実施するほか、藍ヶ江線など4路線の事業

を実施します。また、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成などの観点から無電柱化事業を推進していきます。

既設の町道各路線の適切な維持改善を図るため、長寿命化修繕計画に基づいた道路修繕を行うほか、地域住民の利便性、安全性、観光振興、産業振興に考慮しながら、道路維持管理事業に取り組みます。

庁舎管理事業については、安全かつ衛生的で持続可能な公衆衛生環境の維持管理に努め、感染症などの拡大防止に取り組みます。また、供用開始から10年を経過し、設備保全及び除草費用などの維持管理コストの増大という課題を踏まえ、経費削減を目指すと同時に、安心・安全な環境整備に取り組みます。

町営住宅事業については、中之郷に粥倉団地を建設する予算2億5千百万円を計上しています。

「八丈町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な更新及び適切な修繕を行い、八丈町基本構想の理念に基づき、入居者が健康で文化的な生活を送ることが出来るように、良質な町営住宅運営を目指します。

財産管理事業については、町の財政状況が厳しさを増していく中、総合的な財産管理コストの削減を図りつつ、未利用財産の活用又は処分の方法を全庁横断的に検討していきます。

【消防団】

各地域の消防団員が少なくなっていくなか、女性消防団員の入団は増えてきております。今回の中之郷埋立処分場火災におきましても、多くの消防団員の方にご協力いただき、感謝しています。

令和6年度では三根分団ポンプ車の車両更新のため、2千7百万円を計上しています。老朽化が懸念される車両にあっては計画的に更新を図り、災害対応に支障が生じないよう努めます。

【消防施設】

防火水槽整備事業として、耐震性貯水槽を2基新設します。また、消防本部の車庫建設事業

として2千5百万円の予算を計上しています。今後も火災発生時の消火活動に支障が生じないように努めます。

【水道浄化槽事業】

水道事業は、安全、安心な水を供給するため、老朽化した管路や施設の更新を行います。

浄化槽事業は、自然環境の保全と生活環境の向上のため、合併処理浄化槽の普及率向上の啓発活動を図っていきます。

【一般旅客自動車運送事業】

好調な観光貸切の需要に対応しながら、乗合事業、貸切事業共に安全な運行に努めます。

●生活

基本構想の「生活」の項目では、「町民の支え合いによる、いたわりの気持ちがあふれるあたたかい町」の実現について示しています。

【廃棄物処理】

令和3年度から5年度までの継続事業で実施した、八丈町クリーンセンターは総額39億5千万円で令和6年度から供用開始となります。

長期間にわたり安全かつ安定的なごみ処理が出来る施設として、八丈町に合致した廃棄物の適正な処理を図るとともに、廃棄物の発生抑制への啓発活動を引き続き実施します。

また、伐採木の処理につきましては、町民の皆様にご不便をおかけすることとなり、誠に申し訳なく思っています。今後、適正な処理方法について、早急に取り組みます。

【環境衛生対策】

大量発生し生活環境に甚大な影響を及ぼしているアシジロヒラフシアリ対策として、薬品代として1千5百万円を計上しています。令和6年度も引き続き一斉防除試験を島内全域にて実施していきます。有効な効果を得るためには、町民の皆様のご協力が必要不可欠となりますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、ヤンバルトサカヤスデやアズマヒキガエルなどの外来生物対策にも引き続き取り組みます。

【保育園】

子育て世帯のニーズに対応し、適正で安全な保育運営の充実を図ります。

保育園に勤務する保育補助員を対象とした資格取得のための補助（助成）制度を継続するとともに、保育士の確保に努めます。

【子ども家庭支援センター】

子育て応援拠点として、妊娠から子育て期まで親子に寄り添う支援を総合的・継続的に実施します。

【生活福祉】

物価高により厳しい状況にある低所得者への支援として、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、様々な臨時特別給付金支給事務を円滑に執行します。

【高齢福祉】

高齢者がこれまで培った知識、経験を活かし、「地域を支える担い手」として活躍できるように、シルバー人材センターの運営や外出の機会のかきかけとなる老人クラブなどの活動を支援します。

【介護保険】

第9期介護保険事業計画に基づき、高齢者が暮らし慣れた島の中でいきいきと安心した生活が送れるよう、健康寿命の延伸となるフレイル予防や認知症予防活動の取り組みを、関係機関とともに適切に対応していきます。

【障がい福祉】

関係機関と連携し、適切なサービスや医療給付の提供に努めるとともに、より実態に即した支援を行うため、障がいを抱える方の現状や課題、ニーズを反映した障がい福祉を一層推進します。また障がい者などの災害時避難行動要支

援者の把握と個別避難計画作成への取り組みを進めます。

【予防接種事業】

定期予防接種について安定的な運営を図るとともに、新型コロナワクチン接種について、国の動向を注視しながら、医療機関と連携を取り円滑に実施できるよう取り組みます。

【保健・母子・健康増進事業】

島外医療機関への通院交通費助成について、難病患者などへの助成回数を拡大し、2千万円の予算を計上しております。また、がん患者のウィッグなど購入費の一部助成を継続して実施します。

妊産婦や子供たちへの切れ目のない支援の継続と、養育者の負担軽減を図るための家事育児サポート事業の充実を目指します。また、がん検診や健康相談などを引き続き実施します。

【温泉事業】

「ふれあいの湯」が開業30周年を迎えます。70周年記念事業と合わせた計画も立てています。町民の皆様の健康増進や観光資源として快適に利用できる施設運営に努め、合理的な施設管理を検討しながら計画的に施設の改修整備を実施します。

【病院事業】

町立八丈病院が掲げる「患者様に寄り添い、地域に根差した持続可能な医療を提供し、患者様の家庭、社会復帰への支援を包括して行う」という理念のもと、医療従事者の確保に努め医療レベルの維持を継続します。また、救急医療と島外医療機関との適切な連携により安心感を与える医療を提供します。

第二種感染症指定医療機関として感染症対策に全力で取り組みます。

●文化・教育

基本構想の「文化・教育」の項目では、「離島という地域特性を特徴として捉え、文化の香り高い町」の実現について示しています。

【学校教育の充実】

富士中学校校舎及び給食センターなどの教育関連施設の整備を今後の八丈町のまちづくりの構想に連携させて進めていきます。

子供たちの健全な成長を支える学校給食について、子育て世帯を支援するため、令和6年1月から3月までの給食費を無償としましたが、令和6年度食材費として4千百万円を計上しておりますが、引き続き無償化を行います。

【生涯学習と文化及びスポーツの振興】

国の文化財に指定されている歴史民俗資料館は再開に向けて、6億8千4百万円を計上しております。本館、新館の耐震補強工事や展示ホールの整備を進めていきます。

また、収蔵物展示のための展示工事、外構整備工事を行います。

町民の学習やコミュニティ活動、スポーツ活動を支援するため、社会教育施設及びスポーツ施設の環境整備に努めます。

町制施行70周年事業として、團伊玖磨記念コンサートでは1千5百万円の予算を計上しています。

團伊玖磨氏が作曲して世界的に愛され親しまれている「夕鶴」を八丈町の子供たちが参加する記念公演として行います。

●産業

基本構想の「産業」の項目では、いきいきとした町づくりのため、地域経済の原動力である、各種産業の振興について示しています。

【農業関連事業】

基本計画では、農業基盤整備、農業者支援、富士牧野の整備などについて示しています。

総合戦略の目標数値を累計から単年度の年間

目標にすることで、検証、改善を年度ごとに実施できるようにするほか、成果をより具体的に事業に反映できるよう改めます。

新規就農者の確保として「八丈町農業担い手育成研修センター」の第8期生を1名受け入れます。

研修センターでは、農業者の生産力向上に繋がる取り組みである農業DX技術を取り入れた施設整備を継続して実施するための予算4千7百万円を計上しています。

農地の利用促進を図るため、農業委員会との連携強化に努めるとともに、地域の農業者との話し合いにより目指すべき将来農地利用を明確化する地域計画を農業経営強化促進法の改正に沿って作成し、更なる農地の集約化に向けた取り組みを行います。

また、農地基盤整備では、三根河尻水路の改修工事で9千2百万円や農地防災による中之郷銚子の口ため池改修工事2億2百万円を計上し、継続して行います。

【富士牧野関連】

畜産DX事業では、2億円の予算を計上しています。電気・通信のインフラ整備と牛舎の整備を行い、牛体管理を遠隔で行う事で省力化と高品質化を目指します。

【水産・商工振興】

基本計画で掲げている基盤整備や担い手確保について総合戦略での評価方法の見直しを行い、より具体的な評価により成果に繋げるよう取り組みを行います。

水産振興では、漁業経営の安定化を図るため、上架用船台や漁船給油システム整備の予算3千3百万円を計上し、継続的な支援を実施します。

後継者対策では、就業体験事業による新規就業者の募集のほか生産者への支援を通じて、新規就業者の育成・確保に引き続き努めます。

商工振興については、夏まつりなどコロナ禍前に行っていた各種事業の再開を中心に、八丈町商工会が行う各種事業の実情に合わせた対策

に対し支援します。

また、伝統工芸品である「黄八丈」の事業について、人材確保と生産力の向上に引き続き支援を行います。

【観光振興】

観光振興では、旅行需要に関して団体・個人ともに回復の兆しが見えてきている中で、季節による旅行者の動向やターゲットを絞ったニーズ調査を基に八丈島が旅行先の選択肢に入るよう継続した施策を行い、効果的な観光誘致に繋がる情報発信を強化します。

更なる交流人口の増加を図るため、スポーツ合宿や企業研修などの誘致を東京都をはじめ、八丈島観光協会、八丈町商工会、八丈支庁など島内各関係機関と官民を超えて連携を図り、PRを効果的に実施します。

●行財政・機構

基本構想の「行財政・機構」の項目では、「町民と行政が一体となって地域の発展に取り組む」ことが示され、広範な分野に触れています。

【納税】

基本計画では、行政のデジタル化や健全な財政運営について示しています。町税は、地域社会における様々な行政サービスを提供していく

ための重要な財源です。期限内納付の重要性を周知徹底し、財源の確保と納税秩序の維持に努めます。

また、自宅などからインターネットを利用した納税が可能となる、共通納税システムの利用拡大を図ります。

【個人番号制度・各種証明書等の交付】

マイナンバーカードを含め、各種証明書などの交付に際し、本人確認を厳格に実施するとともに、個人情報の漏洩を防止し、適切な制度運用を図ります。

【国民健康保険・国民年金】

国民健康保険は、東京都と連携して安定的な財政運営と事務の効率化を図るとともに、適正な税負担について、丁寧な周知に努めます。

国民年金においては、制度の周知を図っていきます。

【町制施行70周年記念事業】

令和6年度は、町制施行70周年の節目の年となります。記念事業関連では2千2百万円の予算を計上しています。

この節目の年を、町民の皆様とともにお祝いし、記念の年にするため、町民の皆様にご理解ご協力いただき各種行事などを計画的に行います。

おわりに

以上、令和6年度の主な施策の概要について、申し上げました。

来年度の各会計の予算額は、一般会計99億円、特別会計24億6千万円、企業会計34億8千万円、合計で約158億5千万円となります。

人口減少、少子高齢化、厳しい財政状況など、町を取り巻く情勢は厳しさが増していますが、「安全で安心なまちづくり」の先頭に立ち、町民の皆様の暮らしを守り、次の世代へと引き継いでいくため、様々な行政課題に取り組んでいく予算となっております。課題解決のため、誠心誠意で取り組んでまいります。

ここに、重ねて、議員各位ならびに町民の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。施政方針といたします。

令和6年度八丈町事業費一覧表

前年度比 14.2%減

歳 入		
区 分	本年度予算	
	額 (単位：千円)	構成費 (%)
町税	861,210	8.7
地方譲与税	76,383	0.8
法人事業税交付金	37,257	0.4
地方消費税交付金	173,401	1.7
環境性能割交付金	17,004	0.2
地方交付税	2,880,000	29.1
分担金および負担金	1,039	0.0
使用料および手数料	192,485	1.9
国庫支出金	873,798	8.8
都支出金	3,291,868	33.2
繰入金	783,995	7.9
諸収入	142,269	1.4
町債	522,600	5.3
その他	49,484	0.6
利子割交付金	1,452	0.0
配当割交付金	8,573	0.1
株式等譲渡所得割交付金	9,414	0.1
自動車取得税交付金	1	0.0
地方特例交付金	16,779	0.2
交通安全対策特別交付金	3,178	0.0
財産収入	5,085	0.1
寄附金	5,001	0.1
繰越金	1	0.0
合 計	9,902,793	100.0

歳 出 (目的別)		
区 分	本年度予算	
	額 (単位：千円)	構成費 (%)
議会費	81,976	0.8
総務費	1,403,627	14.2
民生費	1,403,073	14.2
衛生費	1,439,202	14.5
労働費	85,274	0.8
農林水産業費	1,334,222	13.5
商工費	230,578	2.3
土木費	828,234	8.4
消防費	572,768	5.8
教育費	1,705,115	17.2
災害復旧費	4	0.0
公債費	732,694	7.4
諸支出金	70,001	0.7
予備費	16,025	0.2
合 計	9,902,793	100.0

歳 出 (性質別)		
区 分	本年度予算	
	額 (単位：千円)	構成費 (%)
人件費	1,525,074	15.4
物件費	2,071,314	20.9
維持補修費	345,989	3.5
扶助費	498,384	5.0
補助費など	955,063	9.6
公債費	732,694	7.4
積立金	0	0.0
繰出金	427,736	4.3
投資的経費	3,186,293	32.2
補助事業費	1,010,889	10.2
単独事業費	2,175,404	22.0
投資及び出資金	144,217	1.5
災害対策費	4	0.0
予備費	16,025	0.2
合 計	9,902,793	100.0

令和6年度各会計予算状況

各会計予算の状況 (単位：千円)				
会 計	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較(A) - (B) (C)	増減率 (C) / (B) %
一般会計	9,902,793	11,537,432	▲ 1,634,639	▲ 14.2
特別会計	2,462,471	2,459,466	3,005	0.1
介護保険特別会計	1,099,608	1,104,674	▲ 5,066	▲ 0.5
後期高齢者医療特別会計	243,907	228,876	15,031	6.6
国民健康保険特別会計	1,118,956	1,125,916	▲ 6,960	▲ 0.6
公営企業会計	3,484,954	3,608,502	▲ 123,548	▲ 3.4
水道事業会計	1,224,473	1,181,203	43,270	3.7
一般旅客自動車運送事業会計	186,188	376,569	▲ 190,381	▲ 50.6
病院事業会計	1,963,679	1,945,036	18,643	1.0
浄化槽設置管理事業会計	110,614	105,694	4,920	4.7
合 計	15,850,218	17,605,400	▲ 1,755,182	▲ 10.0

一般会計から特別会計への繰出の状況 (単位：千円)				
会 計	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較(A) - (B) (C)	増減率 (C) / (B) %
国民健康保険特別会計	98,238	99,609	▲ 1,371	▲ 1.4
介護保険特別会計	193,394	194,019	▲ 625	▲ 0.3
後期高齢者医療特別会計	136,646	131,604	5,042	3.8

一般会計から公営企業会計への繰出の状況 歳出（性質別）(単位：千円)				
会 計	本年度繰出金 (A)	前年度繰出金 (B)	比較(A) - (B) (C)	増減率 (C) / (B) %
水道事業会計	10,665	9,846	819	8.3
一般旅客自動車運送事業会計	70,000	70,000	0	0.0
病院事業会計	221,567	194,870	26,697	13.7
浄化槽設置管理事業会計	23,259	26,936	▲ 3,677	▲ 13.7

一般会計から公営企業会計への出資の状況 (単位：千円)				
会 計	本年度繰出金 (A)	前年度繰出金 (B)	比較(A) - (B) (C)	増減率 (C) / (B) %
水道事業会計	29,189	51,306	▲ 22,117	▲ 43.1
一般旅客自動車運送事業会計	0	84,000	▲ 84,000	皆減
一般旅客自動車運送事業会計	102,491	105,620	▲ 3,129	▲ 3.0
浄化槽設置管理事業会計	12,537	12,147	390	3.2

榑立自治会 対話集会

■問い合わせ■
総務課庶務係 電話 2-1121

2月11日に行われた「榑立自治会」での対話集会の内容は次のとおりです

要望 1	團伊玖磨邸について 2024年は、八丈町名誉町民だった作曲家團伊玖磨さんの生誕100年にあたり、記念コンサートなどが計画されています。團さんが作曲や執筆に打ち込んだアトリエを、周辺の町有地と共に整備して駐車場を備えた公園にしてほしい。
回答 1	名誉町民の團伊玖磨さんのアトリエでは、これまでに音楽会が開催され、地域の方にご協力いただき、町有地を伐採し駐車場として利用していたと聞いています。 ご要望のアトリエを町有地とともに整備し駐車場を備えた公園にすることは、個人所有の土地建物であり、所有者の方の考えもあると思います。また、公園はご承知のとおり、住民の憩いの場、レクリエーションや散策の場として利用される場所であり、設置すれば適正に管理していかなければなりません。 このような課題があり、公園として整備していくことは難しいと考えています。
要望 2	遺跡の保存について 榑立には、湯浜遺跡、倉輪遺跡という2つの縄文遺跡があります。温泉ホテル跡地にある倉輪遺跡は以前は発掘現場が公開されていましたが、現在は立ち入りが禁止されています。貴重な遺跡の保存と活用のために東京都、八丈町に早急に文化財として指定してほしい。
回答 2	倉輪遺跡が湯浜遺跡同様の学術的な価値があるのでは、ということもこれまでも指摘されていますが、倉輪遺跡の文化財の指定について、一番の課題が私有地であるため、指定には土地の所有者の同意が必要です。さらに、指定した後の遺跡の維持管理は土地の所有者が行うことになっています。また、私有地内の遺跡までのアクセス路の整備や建物を片付けるために多額の費用も必要です。 以上のことから早急の文化財指定は難しい状況です。まずは、廃屋をどうするのかという検討が必要であると考えています。
要望 3	空港駐車場について 駐車した車の回収を依頼した時に説明が容易になるので、駐車場に番号を付けてほしい。
回答 3	ご要望の内容を、東京都八丈支庁港湾課に伝えたところ、「空港駐車場に番号を付ける工事はありません。要望事項の趣旨を踏まえ、今後の対応については、他空港の事例や他の利用者からの要望なども考慮しながら、検討していきます」との回答がありました。よろしくをお願いします。
要望 4	都道の歩道について 歩道に苔が生えて滑りやすくなっている。点検、補修をしてほしい。
回答 4	ご要望の内容を、東京都八丈支庁土木課に伝えたところ、「苔が生えて滑りやすくなっている場所を確認した場合には、高圧洗浄水で苔を除去しており、直近では1/19～1/23に除去作業を実施しました。今後も、具体的に苔の除去が必要な場所がございましたら、支庁土木課維持工事担当までご連絡頂けますと幸いです」との回答がありました。よろしくをお願いします。
要望 5	温泉顔パスについて 温泉顔パス（入り放題）を3月以降も継続してほしい。
回答 5	「東京宝島サステナブル・アイランド創造事業」の一環として昨年12月より今年2月末日までの3カ月間実施している「温泉で顔パス事業」には、合計435名の登録があり好評をいただいています。 この事業は、東京都からの補助事業により温泉入浴の機会に住民の皆さんに顔認証システムというデジタル技術を体験していただくことを主目的として実施しているものです。現在まだ実証実験の途中ということで、お客様の動向や、経営収支、事業効率などへの影響を確認するためのデータの収集と分析をしているところですが、今後については、今回は「顔パスで温泉入り放題」という部分がクローズアップされ、好評をいただいているところですが、それだけでは町営温泉事業の合理化や経理改善に結びついていないとは言えません。顔認証技術を応用すれば、温泉以外の事業への活用や、顔をかざすだけの電子決済といった様々なサービス提供に用いることができるそうですが、町が実施していくには、当然それなりの経費や係員の対応が必要となります。 今回の事業は、2月末日で一旦終了し、今後どうするかについては、今回の事業の分析結果や、町が導入した場合の費用対効果の予測などを見ながら、よく検討した上で慎重に判断してまいりたいと考えています。
要望 6	町営住宅について 収入額超過により住宅料が高額になった場合、猶予期間が段階的な値上げになるようにしてほしい。
回答 6	町営住宅は、公営住宅法に基づいて建設、運営を行っています。 公営住宅法では、その目的として「住宅に困窮する低所得者に対して」という文言で、この法律の対象となる二つの条件が示されています。一つは住む家がなくて困っている人、もう一つは低所得者であることです。この二つの条件にどちらも当てはまる方が、公営住宅法の目的に当てはまる方となります。言い

回答 6 換えれば、低所得者かつ住宅困窮者のためのセーフティーネットとして運営することが法律で定められています。

八丈町営住宅条例では、同条例第16条で「使用料の減免又は徴収猶予」について定めています。同条では、公営住宅法の基本理念を踏まえ、入居者または同居人の収入が著しく低額であるとき、または病気がかかったとき、または災害により著しい損害をうけたとき、またはこれらに準ずる特別の事情がある場合のいずれかに該当する方に対して、減免または徴収猶予を認めています。

町の条例などで、収入が上がった方への減免や徴収猶予を定めることは、公営住宅法の基本理念に反することになりますので、対応することはできません。また、段階的な値上げの要望についても、公営住宅法施行令第二条に基づき、使用料を算定していますので、法令で定められている算定方法を、条例で改正することはできません。

ただし、住宅使用料は、前年の所得をもとに翌年の使用料を計算しますので、前年よりも所得が減った方は、再認定の申請ができます。ご理解のほど、よろしく申し上げます。

要望 7 建設資材の廃棄について
個人でアスベスト含有建設資材を処分する場合に少量でも処分費が高額になるので助成金が出るようにしてほしい。

回答 7 まず、アスベスト含有建材は、吹き付け石綿（レベル1）、石綿含有断熱材など（レベル2）、石綿含有仕上塗料や押出成形セメント板など（レベル3）の全てが大気汚染防止法などの法令の規制対象となっており、アスベスト含有建材の飛散防止対策として、一般住宅の改修や解体の工事、日曜大工も含み、全て有資格者による事前調査が義務付けられている旨、町広報10月号および12月号で関連情報をご案内したところでした。

ご要望に係るアスベスト含有の建設資材の廃棄については、廃棄物処理法施行令などにより定めがあり、特別管理産業廃棄物扱いとなるレベル1からレベル2の廃棄には、保管方法から処分方法まで、特別に注意を要するほか、日曜大工によって排出されるレベル3の一般廃棄物であっても、当町のクリーンセンターでは、焼却処理が困難であることから、産業廃棄物と同様な方法で資格を有する業者に委託するなど、個別に処理していただくことになっています。

その個別の処理費に対する助成という要望についてですが、まず産業廃棄物については、町ではなく、東京都が所管であり、都の助成制度はありませんので、排出される方が処理することになっています。次に日曜大工などでの一般廃棄物になりますが、現在、東京23区および大島町を除く島嶼町村以外にお住まいの方は、生活ごみを有料のゴミ袋にて廃棄している現状があります。町でも生活ゴミについては、無料ですが、粗大ゴミについては、有料としています。これは、廃棄物を処理するうえで、焼却処分が不能で島外へ搬出処理しなければなりませんので、ご負担をしていただくことになっています。また、アスベストが含まれていない一般廃棄物に類する建設資材も現在町では処理困難物として、産業廃棄物と同様な処理方法（全額自己負担）により処理していただいていますので、アスベスト含有の建設資材についても、町単独で廃棄ルートを確認することは困難ですので、ご要望に応えられないとの回答となります。

なお、一昨日島嶼部の廃棄物担当の会議があり、どの町村も助成制度を有しない旨を確認しています。悪質な不法投棄事案については、警察機関と協力して、対応することとなっています。正しい廃棄方法のご理解・ご協力をお願いします。

要望 8 島外への通院について
渡航費補助が現状は2回までとなっているが、病気や治療の種類によって回数を決めてほしい。

回答 8 町立病院など島の医療機関における治療が困難なため、島外医療機関に通院せざるを得ない方への交通費の補助については、現在「年2回まで本土への往復運賃の半額補助、中学生以下の場合は付添い1名も補助対象」という内容となっています。令和4年度実績は、申請数1,068件と過去最大の申請件数となり、今年度はそれを更新するペースで申請を受理しています。

町独自の制度のため予算的に厳しいところですが、現在、来年度からの補助要綱改正を進めています。具体的には、難病認定や障害者手帳を受けている方への助成回数を、これまでの年2回から年6回までに拡大するとともに、付添人については、小児の場合のみ対象としていたものを、重度の身体障害者や要介護3以上の認定を受けている高齢者などについても補助対象に追加する予定です。

一方で補助金の算定基準について見直しを図り、これまで一人当たり14,170円を定額で交付していた片道分の交通費と、全額補助していた医師の証明書の文書料について、どちらも患者さんが実際に支払った金額の1/2相当額の助成に改めます。また、通院目的外の滞在を制限するため、交通費の補助対象期間を、原則として受診日前2日、受診日後2日の範囲内に限り、交通機関の領収書や証拠書類を精査します。

これにより、限られた財源をもとに、なるべく多くの補助が必要な患者さんに適切に交付できるよう見直しを図るものです。皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

要望 9 廃墟について
老朽化により廃材などが強風で散乱するなど、近隣住民に対して危険な廃墟が放置されていますが、町として何か対策は考えていますか。

回答 9 空き家・廃屋に関しましては、平成26年に空き家対策の推進に関する特別措置法が成立し、自治体の権限強化が図られました。

町としての対応は、所有者が分かる範囲においては、八丈町台風及び地震等の災害予防に関する条例の規定に基づき、危険建築物の改善措置について通知します。空き家の適正管理は所有者の義務であり、防災の観点より飛散防止のため、町から助言・指導・勧告といった行政指導を行うことで、撤去や修繕などに協力いただいています。

地域において、災害時に危険と思われる建物などの情報は、総務課までご連絡をお願いします。

税のお知らせ

■ 問い合わせ ■ 税務課 電話 2-1122

固定資産税（土地・家屋）の縦覧・閲覧

ご自身の固定資産と比較できるように、他の土地や家屋（土地のみをお持ちの方は土地、家屋のみをお持ちの方は家屋）の価格（評価額）をみることができます。

● 縦覧できる方

縦覧できる方	必要なもの	【縦覧内容】
① 令和6年1月1日時点で町内に課税されている土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの（所有者が法人の場合は、申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です）	● 土地……所在・地番・地目・地積・価格 ● 家屋……所在・家屋番号・用途・構造・床面積・価格
② ①の方が亡くなっている場合はその相続人	II ①の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本（コピー可）などで相続確認できるもの、免許証や保険証などの本人を確認できるもの	【注意事項】 ● 縦覧帳簿には所有者氏名は記載されていませんので、必ず地番または家屋番号を指定してください ● ご自身所有以外の土地や家屋については、所有者氏名や評価の内容をお知らせすることはできません ● 混雑時などにお待ちいただくこともありますので、ご協力をお願いします
③ ①②の方から委任されている方	III ①②の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※②の方からの委任状の場合は、IIに掲げる書類も必要です	【手数料】 無料

課税台帳の証明（税額は記載されません）の申請をすることができます

● 証明を申請できる方

申請できる方	必要なもの
① 町内に土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの（所有者が法人の場合は、申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です）
② 町内の土地や家屋を有償で借りている方（賃貸借契約書に借借人として記載されている方、登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方）	II 賃貸借契約書（コピー可）または登記簿謄本（登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方、コピー可）、免許証、保険証など本人を確認できるもの ※申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
③ ①の方が亡くなっている場合は、その相続人	III ①の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本（コピー可）などで相続確認できるもの、免許証、保険証など本人を確認できるもの
④ ②の方のうち、賃借権などの権利人として登記されていて、なおかつ権利人が亡くなっている場合は、その相続人（賃貸借契約書のみの方は該当しません）	IV ②の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本、保険証、免許証など本人を確認できるもの ※申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
⑤ ①③の方から委任されている方	V ①③の方からの委任状と免許証など本人を確認できるもの ※③の方からの委任状の場合は、IIIに掲げる書類も必要です
⑥ ②④の方から委任されている方	VI ②④の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※②の方からの委任状の場合は、IIに掲げる書類も必要です ※④の方からの委任状の場合は、IVに掲げる書類も必要です
⑦ 所有者など総務省令で定められた固定資産を処分する権限を持つ方	VII 裁判所が選任したことを示す書類や商業登記簿などの権利を示す書類が必要です
⑧ 民事訴訟費用に関する法律のうち、訴えの提起や、控訴の提起などの申し立てをする方	VIII 裁判所に提出する訴状などの関係書類が必要です

【手数料】 ● 証明書：同一所有者で土地3筆または家屋3棟まで300円（4筆（棟）以降1筆（棟）追加につき100円増し）

● 名寄帳：縦覧期間中の所有者本人による閲覧無料

■ 縦覧期間：4月1日（月）～5月31日（金） ※土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分

■ 場 所：税務課課税係

■ 問い合わせ ■ 固定資産税担当 電話 2-1122（内線123）

税のお知らせ（つづき）

町税の納付にお困りの方は必ずご相談ください

病気や怪我、事業の休業止などの事情により、納期限までに納付できずにお困りの方は、必ず納付相談を行ってください。

役場の業務時間内に来庁できない方は、事前の電話申込により業務時間外（午後5時15分～7時）に納付相談を行っています。

差押などの滞納処分について

町では、納期限を過ぎても納付いただけない方に対し、文書などにて通知をしていますが、それでも納付していただけない場合は、納期限内に納めていただいている方との公平性を保つため、法律に基づいた財産調査および財産の差押などの滞納処分を行っています。

■問い合わせ■ 税務課徴収係 電話 2-1122

国保だより

■問い合わせ■ 住民課医療年金係 電話 2-1123

◎ 医療費適正化について ◎

皆さんが病気やけがをして保険医療機関で診察を受けた場合、窓口で支払う料金は医療費の3割～1割で、残りを国民健康保険（皆さんが収める国保税など）で負担しています。

国保の財政は医療費の増加により大変厳しい状況になっています。医療費が増加し続けると国保財源の確保が困難になり、最終的には被保険者の負担が増え国民健康保険税の引き上げにつながるようになります。

医療費の上昇は、皆さんのちょっとした心がけで抑えることができます。

【医療費適正化のポイント】

- ◎生活習慣を見直し、栄養・運動・休養をバランスよくとりましょう
- ◎定期的に健診を受けて、健康管理に役立てましょう
- ◎重複受診はひかえましょう
- ◎緊急以外の休日・時間外受診はさけましょう

- ◆「相互扶助」で成り立つ国保制度です。皆さんのご理解、ご協力をお願いします
- ◆ 国保税は国保制度の重要な財源です。被保険者の皆さん、納め忘れのないようご注意ください
- ◆ 国保税の納付には、便利な口座振替をご利用ください
- ◆ 病気や事故などにより保険税の納付が困難な方には、申請による減免制度がありますのでご相談ください

※その他、国民健康保険証や制度について分からないこと、疑問に思うことなど、いつでもご相談ください

健康トピック

4月7日は世界保健デーです

世界保健デーは、世界保健機関（WHO）が設立された、1948年（昭和23年）4月7日を記念して設けられたものです。

「世界保健デー」には、毎年、WHOによって国際保健医療に関するテーマが選ばれます。2024年のテーマは「My health, my right（私の健康、私の権利）」です。

「世界保健デー」を機会に身近な「健康」について考えてみてはいかがでしょうか。

…… 健康相談はどなたでも、福祉健康課保健係で実施しています。お気軽にご利用ください ……

国民年金

- 住民課医療年金係 電話 2-1123
- 港年金事務所 電話 03-5401-3211
- 日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

【令和6年度の国民年金保険料額は16,980円です】

国民年金保険料*納付額比較（令和6年4月時点）

	1か月分		6か月分		1年分		2年分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付 (納付書による現金納付、 翌月末振替の口座振替)	16,980円	—	101,880円	—	203,760円	—	413,880円	—
早割 (当月末振替の口座振替)	16,920円	60円	101,520円	360円	203,040円	720円	—	—
6カ月前納 (現金納付)	—	—	101,050円	830円	202,100円	1,660円	—	—
6カ月前納 (口座振替)	—	—	100,720円	1,160円	201,440円	2,320円	—	—
1年前納 (現金納付)	—	—	—	—	200,140円	3,620円	—	—
1年前納 (口座振替)	—	—	—	—	199,490円	4,270円	—	—
2年前納 (現金納付)	—	—	—	—	—	—	398,590円	15,290円
2年前納 (口座振替)	—	—	—	—	—	—	397,290円	16,590円

※令和7年度の国民健康保険料は、17,510円です。

※一部免除（一部納付）の方の口座振替は「毎月納付（翌月末振替）」のご利用となります。

※クレジットカード納付では、【早割】（当月末振替の口座振替）は適用されません。また、クレジット納付による6カ月前納・1年前納・2年前納の割引額は、納付書による現金納付の割引額と同額となります。

【令和6年度の年金額改定について】

令和5年平均の全国消費者物価指数が公表されました。これを踏まえ、令和6年度の年金額は、法律の規定に基づき、令和5年度から2.7%の引き上げとなります。なお、令和6年度の年金額による支払いは、通常4月分の年金が支払われる6月からです。

	令和5年度	令和6年度
国民年金 (老齢基礎年金月額(満額): 1人分)	66,250円	68,000円

※年金額は、6月に送付される年金額改定通知書でご確認ください

▶ 各種問い合わせ

受付時間

一般的な年金相談に関する問い合わせ

0570-05-1165 (ナビダイヤル)
IP電話、海外からは 03-6700-1165 (一般電話)

ねんきん定期便・ねんきんネットに関する問い合わせ

0570-058-555 (ナビダイヤル)
IP電話、海外からは 03-6700-1144 (一般電話)

一般的な国民年金の加入に関する問い合わせ

0570-003-004 (ナビダイヤル)
IP電話、海外からは 03-6630-2525 (一般電話)

月曜日：午前8時30分～午後7時

火～金曜日：午前8時30分～

午後5時15分

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の
開所日初日に午後7時まで受付。

月～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

【各種問い
合わせ先共通】

祝日（第2土
曜日を除く）
はご利用にな
れません。

春の全国交通安全運動 4月6日(土)～15日(月)

4月6日(土)～15日(月)までの10日間、春の全国交通安全運動が行われます。各種街頭活動などを実施して、交通安全運動が実り多きものとなるよう努力してまいります。

関係される皆様方には、ご面倒をお掛けしますが、ご理解のほど、よろしくお願い致します。

～「交通安全のつどい」の開催～

4月6日(土)午後2時30分から多目的ホールおじゃれにおいて、「交通安全のつどい」を開催します。多数のご来場をお待ちしています。



●第1部 開式(各来賓挨拶)

●第2部 交通安全教室

●第3部 アトラクション

- ・歌手の畑中葉子さんの歌謡ショー
 - ・八丈太鼓よされ会の演奏
 - ・八丈高校吹奏楽部による演奏
 - ・交通少年団による演奏
- ※内容は変更になる場合があります

●出動式 警察車両による出動式

※送迎バス

往路	末吉出張所 13時00分頃 ～ 名古の展望 13時05分頃 ～ 中之郷出張所前 13時15分頃 富次朗商店 13時20分頃 ～ 榎立温泉入口 13時30分頃 ～ 大里 13時35分頃 多目的ホールおじゃれ 13時50分頃
復路	往路の逆(「交通安全のつどい」終了15分後に出発する旨をアナウンスでお知らせします)

■問い合わせ ■ 八丈島警察署交通係 電話 2-0110

～住民一人ひとりが交通安全意識を持ち、事故のない八丈島にしましょう～

- 防災無線・電光掲示板・電柱幕などにより、交通安全の啓発を行います。
- 交通安全運動期間中、交通安全協会・母の会など民間ボランティアによる通学路横断時の見守り活動が行われます。

■問い合わせ ■ 総務課庶務係 電話 2-1121

言語機能訓練(要予約)

■問い合わせ・予約 ■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

言語聴覚士による言語機能訓練を月1回実施しています。

◎日時：5月10日(金) 午前9時15分～午後4時

◎場所：保健福祉センター

予約締切
4月26日(金)

後期高齢者医療保険からのお知らせ

令和6年度保険料について

被保険者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費などの支払いにあてるため、医療費の自己負担分（1割～3割）を除いた医療給付費の約1割を保険料として納めていただきます。残りの約5割を公費（国・都・市区町村）、約4割を現役世代からの支援金で負担します（※3割負担の場合は公費の負担はありません）。

保険料率は、法令に基づき2年間の医療給付費等に応じて定めることになっています。令和6・7年度（令和6年4月1日～令和8年3月31日）の保険料率は、令和6年1月の広域連合議会において、以下、「保険料の決め方」のとおり議決されました。

保険制度の安定的な運営のため、ご理解くださいますようお願いいたします。

保険料の決め方

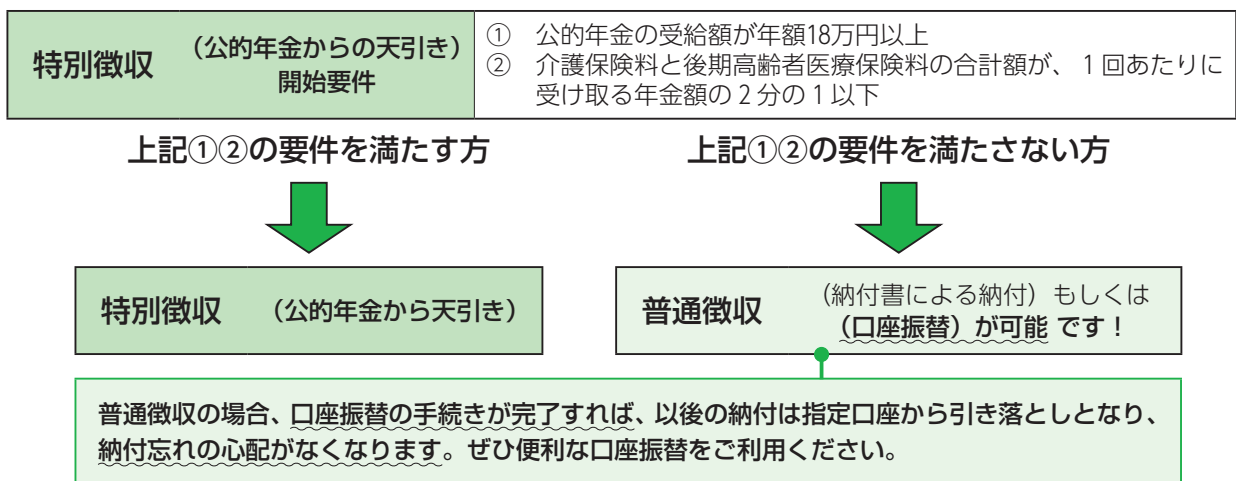
保険料は被保険者一人ひとりにかかります。保険料額は、被保険者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

均等割額 被保険者1人当たり 47,300円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ※1 × 所得割率 9.67% ※2	=	保険料額（年額） 100円未満切捨て 限度額 80万円 ※3
--	---	---	---	---

- ※1 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合には43万円）を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません）。
- ※2 令和6年度の所得割率は、激変緩和措置により、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は8.78%、58万円を超える方は9.67%となります。なお、令和7年度には全ての被保険者の方の所得割率が9.67%となります。
- ※3 次の方は、令和6年度に限り、激変緩和措置により、賦課限度額が73万円になります。
 - ① 昭和24年3月31日以前に生まれた方
 - ② 障害の認定を受け、被保険者の資格を有している方（障害の認定を受けていた方が、令和6年4月1日以降に75歳になった後に、障害の認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった場合を除く）。

保険料の納め方について

- 75歳になった方または65歳から74歳までの方で広域連合から障害認定された方、および資格を有して他の市区町村から転入された方については、一定期間は普通徴収（納付書による納付）となります。…その後、以下の要件により



注意：国民健康保険料（税）の口座振替は引き継がれません。改めて口座振替の申込み手続きが必要です。詳しくは住民課医療年金係に問い合わせください。

後期高齢者医療保険からのお知らせ（つづき）

保険料の軽減について

所得の低い方に対する保険料の軽減を実施しています。なお、軽減の適用には所得の申告が必要となる場合があります。

① 【均等割額の軽減】

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

表 1

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円以下	7割
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + (29.5万円 × 被保険者の数) 以下	5割
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + (54.5万円 × 被保険者の数) 以下	2割

*65歳以上（令和6年1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円（高齢者特別控除額）を差し引いた額で判定します。

*世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

*世帯の判定は毎年度4月1日時点（年度の途中に東京都で資格取得した方は資格取得時）で行います。

*年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。

② 【所得割額の軽減】（東京都後期高齢者医療広域連合独自の政策）

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

表 2

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

③ 【被扶養者だった方の軽減】

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の均等割額は、加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額は当面の間かかりません。

なお、低所得による均等割額の軽減（表1）に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

表 3

均等割額	5割軽減（加入から2年を経過する月まで）
所得割額	負担なし

■ 問い合わせ ■

- 制度のことは 広域連合お問合せセンター（土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）
電話 0570-086-519（IP電話の方は03-3222-4496）
FAX 0570-086-075
- 個別のご相談・個人情報を含むことは 住民課医療年金係 電話 2-1123

介護保険料についてのお知らせ

■ 問い合わせ ■

福祉健康課高齢福祉係 電話 2 - 5570

1. 4月上旬に介護保険料「仮徴収額決定通知書」を発送します

○特別徴収の方

年金を年額18万円以上受け取っている場合、原則として年金から介護保険料を天引きします。この方法を特別徴収といいます。

介護保険料の特別徴収には、4月・6月・8月の年金から前年度の介護保険料を基に暫定的に天引きする「仮徴収」と、10月・12月・2月の年金から今年度決定した介護保険料額を天引きする「本徴収」があります。

特別徴収の方には上記「仮徴収」期間に該当する介護保険料額をお知らせする「仮徴収額決定通知書」をお送りしています。

※なお、年間の介護保険料の計算を行う際に、仮徴収した金額との調整を行い、6月下旬から7月上旬に「令和6年度介護保険料額決定通知書」として本徴収額をお知らせします。

○普通徴収の方

年金が年額18万円未満の方、65歳到達、転入などにより第一号被保険者になった方で特別徴収開始月までの間の方などが該当し、納付書や口座振替によって介護保険料の納付を行います。この方法を普通徴収といいます。

※普通徴収に該当する方は、前年度の住民税課税状況を基に6月下旬から7月上旬に「介護保険料額決定通知書」をお送りしますので、今回の「仮徴収額決定通知書」はお送りしません。

2. 令和6年度から新たな所得段階別保険料が適用されます

詳しくは折り込み「第1号被保険者(65歳以上)の所得段階別介護保険料の改正について」をご覧ください。不明点はお気軽に問い合わせください。

がん患者ウィッグ等購入費助成事業

がん治療による外見の変化をカバーするために必要な補整具の購入費の一部を助成し、がん患者の就労継続等の社会生活を支援します。

●助成対象者（八丈町に住所があり、次のいずれにも該当する方）

- がんと診断され、その治療を行っていること
- がん治療に伴う脱毛、乳房の切除などにより、補整具が必要となっていること

●助成対象品（令和6年4月1日～令和7年3月31日までに購入したもの）

- ウィッグ（かつら）※医療用には限りませんが、付属品やケア用品は除きます
- 胸部補整具（補整用下着、補整用シリコンパッド、人工ニップルなど）

●助成額（消費税含む）

- 20,000円 または 購入費の1/2に相当する額（1円未満切捨）のいずれか低い額
※年度内にウィッグと胸部補整具分を1回ずつ申請が可能です

●申請期限 令和7年4月11日（金）

●申請に必要なもの

- がんの治療を受けていることを証する書類
※化学療法または手術など、がんの治療を行ったことが分かる書類（お薬手帳、診療明細書、治療方針計画書など）
- 補整具を購入した①～⑤が分かる書類（領収書など）
※①宛名（申請者氏名）、②購入日（発行日）、③購入金額、④金額の内訳、⑤領収書など発行者の名称および住所
- 印鑑
- 助成金の振込先（申請者本人名義、未成年者においては保護者の名義）



■ 問い合わせ ■ 福祉健康課保健係 電話 2 - 5570

犬の登録・狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病予防法により、犬を飼育する際には、市町村への登録と年1回の予防注射が義務付けられています。

(6月末までの接種を推奨) 町では飼い犬の登録・狂犬病予防注射を次の日程で行います。

お近くの会場で忘れずにお済ませください。

▼ 日 程 ▼ ※前年度より時刻が変更となっていますのでご注意ください

実施日	会 場	時 間
4月17日 (水)	大賀郷公民館駐車場	午前 10時30分 ~ 11時
	パパズ・イン駐車場 (底土)	午前 11時15分 ~ 11時35分
	漁協神湊倉庫跡 (仲屋商店前)	午前 11時45分 ~ 正午
	末吉公民館前	午後 1時30分 ~ 1時45分
	中之郷公民館前	午後 2時 ~ 2時20分
	樫立公民館車庫	午後 2時35分 ~ 2時55分
	八丈町保健福祉センター駐車場	午後 3時15分 ~ 3時45分

▼ 料 金 ▼

◎予防注射料金		3,750円
〈内訳〉	●予防注射料	3,200円
	●注射済票交付手数料	550円
◎登録手数料 (新規登録する犬のみ)		3,000円



※円滑に受付を行えるよう、できるだけお釣りの無いようにご用意ください。

▼ 予診票について ▼

案内通知とともに予診票を同封しますので必要事項をご記入のうえ、接種当日にお持ちください。

▼ 「鑑札 (カンサツ)」と「注射済票 (チュウシャスミヒョウ)」▼

飼い犬の登録を行ったときには「鑑札」を、注射を済ませたときには「注射済票」を交付しています。「鑑札」は登録時の一生に一回、「注射済票」は毎年の注射の度に交付しますので、両方とも必ず飼い犬につけてください。万が一、迷子になったときの迷子札の役割を果たします。なお、紛失した場合には再交付ができますが手数料がかかります。

▼ 留意事項 ▼

- 登録および注射を受ける犬は、生後91日以上の子犬です。
- 注射を受けさせる日には犬を清潔にし、会場へは犬をおさえられる方が連れてきてください。
- 実施日に来られない方は、後日、「うみ動物病院」にて接種を行ってください。
※八丈動物病院では接種を受けられませんのでご注意ください。
- 新たに飼いはじめた犬、島外から転入してきた犬は、町への登録および登録の変更届が必要です。
「うみ動物病院」で登録手続きができます。
- 飼い犬の登録や狂犬病予防注射を行わない、飼い犬に「鑑札」「注射済票」をつけていない場合、狂犬病予防法により20万円以下の罰金を科されることがあります。

■問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

島外医療機関へ通院される方への 交通費一部助成（令和6年度）

町では、島内で治療することが困難で、やむを得ず島外の医療機関へ通院しなければならない方を対象に、交通費の一部を補助金として交付しています。

◎対象

- ① 島内医師が島外の医療機関へ通院する必要があると認めたもの
- ② 東京都難病医療費制度受給者及び小児慢性疾患医療助成受給者
- ③ 身体・知的・精神の障害者手帳、自立支援医療受給者証（精神）認定者
- ④ その他、町長が特に必要と認めたもの

◎必要書類

- 申請書（役場窓口でお渡し）
- 島内医師証明書（もしくは障害手帳、難病受給者証など）
- 島外医療機関領収書（通院した日程全て）
- **往復の交通費領収書と搭乗日の確認ができる書類（付添者を含む）**
- 島内医師証明書の領収書
- 印鑑（認印可）
- 振込先のおけるもの（未成年者は保護者の名義のもの）

◎申請の流れ

1. 島内医療機関にて証明書を発行してもらう。
この証明書は必ず上京前に発行してもらってください。
事後での証明書発行はできません。
(②、③の対象で、受給者証もしくは手帳のご病状での通院の場合、証明書不要です)
2. 島外の医療機関へ通院または入院し領収書等をもらう。
3. 上記必要書類をお持ちの上、福祉健康課保健係にて申請してください。

(つづく)

来島者数・観光客数推計

■ 問い合わせ ■ 産業観光課観光係 電話 2-1125

	空 路		海 路		合 計		観 光 客 (推 計)		対前年 増減率
	5 年度	4 年度	5 年度	4 年度	5 年度	4 年度	5 年度	4 年度	
4 月	7,928	6,227	1,149	1,143	9,077	7,370	6,278	5,097	+23.2%
5 月	8,869	7,420	1,967	1,426	10,836	8,846	10,353	8,452	+22.5%
6 月	5,483	5,870	1,076	874	6,559	6,744	4,960	5,100	-2.7%
7 月	9,453	9,462	2,405	1,802	11,858	11,264	9,207	8,746	+5.3%
8 月	11,050	11,050	2,830	2,855	13,880	13,905	11,749	11,770	+0.2%
9 月	8,155	8,065	※2,530	1,323	10,685	9,388	8,908	7,827	+13.8%
10 月	8,183	7,837	1,441	1,030	9,624	8,867	6,356	5,856	+8.5%
11 月	8,449	8,768	1,525	1,092	9,974	9,860	6,918	6,839	+1.2%
12 月	7,765	7,795	1,123	688	8,888	8,483	5,263	5,023	+4.8%
1 月	6,520	6,860	681	725	7,201	7,585	4,507	4,747	-5.1%
2 月	7,390	7,290	979	668	8,369	7,958	4,524	4,302	+5.2%
計	89,245	86,644	17,706	13,626	106,951	100,270	79,023	73,759	+7.1%

※大型客船寄港分含む

交通費助成（つづき）

◎注意事項

- 年度内に複数回申請される場合は、同一の疾病等に限りま。別々の疾病等で複数回申請はできません。
また、複数回申請については下表「補助回数」欄をご覧ください。
- 小児医療証等で領収書が出なかった場合、診療明細書等受診日と医療機関名、受診科がわかる書類をお持ちください。
- 令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）受診分の申請期限は令和7年4月11日（金）です。申請漏れのないようご注意ください。
- 緊急ヘリ搬送患者は対象外です。
- 同年度内で助成対象区分は重複して申請できません。
- 他制度との重複はできませんので、ご加入の健康保険組合等で同様の助成制度がある方の本制度利用はご遠慮くださいますようお願いいたします。

	令和5年度（旧制度）	令和6年度（新制度）
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●島内での治療が困難であり、島外の医療機関へ通院する必要があると島内の医師が認めた者 ●東京都が認める難病医療費受給者（マル都医療券を所持している者および小児慢性疾患医療費助成を受けている者で、その疾病のために通院する者を含む） ●身体・知的・精神障害者手帳、自立支援医療受給者証（精神）の認定を受けている者で、その障害のために通院する者 ●その他、町長が特に必要と認める者 	
付添者	中学生以下の者に対して1名	(1) 小中学生、乳幼児 (2) 身体障害者手帳で種別が第1種（内部障害除く） (3) 愛の手帳1、2度 (4) 精神障害者手帳1級 (5) 要介護3、4、5度 上記に該当する者に対して1名
補助回数	最大2回まで	<ul style="list-style-type: none"> ●医師証明：最大2回まで ●難病認定、手帳認定：最大6回まで ※難病及び手帳で認定されている病状に限る
交通費対象期間	通院日、上京及び帰島日に規定なし	原則として受診日前2日、受診日後（退院後）2日の範囲内
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ●申請書 ●島内医師証明書（もしくは障害手帳、難病受給者証など） ●島内医師証明書の領収書 ●島外医療機関領収書（小学生と中学生の場合） ●患者と付添者が一緒に上京したことがわかる書類 ●印鑑（認印可） ●振込先のわかるもの（未成年者は保護者の名義） 	<ul style="list-style-type: none"> ●申請書 ●島内医師証明書（もしくは障害手帳、難病受給者証など） ●島内医師証明書の領収書 ●島外医療機関領収書 ●往復の交通費領収書と搭乗日の確認ができる書類（付添者含む） ●印鑑（認印可） ●振込先のわかるもの（未成年者は保護者の名義）
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ●一人1回の往復につき14,170円 ●医師証明書の文書料の全額 	<ul style="list-style-type: none"> ●八丈島～羽田、竹芝間の往復交通費の実費合計の1/2相当額 ●医師証明書の文書料の1/2相当額 ※交通費については、1人1回あたり上限額14,170円

■問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

認知症とともに、自分らしく暮らし続けるために



認知症コラム No.10

認知症は誰にでも発症する可能性のある病気です。認知症について正しく理解し、地域ぐるみであたたかく見守り、認知症の方やその家族を支えましょう。

認知症は『自分ごと』の時代へ！ ～共生社会の実現を推進するための認知症基本法～

令和5年6月「認知症基本法」が成立し、1月1日施行されました。この法律は、認知症の人が尊厳を持ちつつ、希望をもって暮らせるよう施策を推進し、支え合いながら共生する、活力ある社会（共生社会）を目指すものです。

共生社会を実現するためには、私たち一人ひとりが認知症に関する正しい知識や正しい理解を深め、「認知症になったら何もわからなくなる」という否定的なイメージから、**自分事としてとらえ「認知症になっても、ともに希望をもって生きることができる」という新しい認知症観へ変換し**、認知症の方やその家族が希望をもって暮らし続けられるよう相互に支え合うことが大切です。

これまでの考え方

- 他人ごと、目をそらす、問題を先送りする
- 何もできなくなる、わからなくなる
- おかしな言動で周りが困る
- 周囲が決め、本人は支援される側
- 認知症は恥ずかしい、隠す
- 地域で暮らせない

認知症が進行し、危機的な状況になって入院や施設へ入所する

変わる！

これからの考え方

- ◆ わがこと（自分ごと）、向き合う、備える
- ◆ わかること、できることがたくさんある
- ◆ 本人は困っている、本人なりの意味がある
- ◆ 本人が決める（決められるような支援）、本人は支え手でもある。「ともに」支え合う
- ◆ 認知症になっても自分らしく
- ◆ 地域の一員として暮らし、活躍する

初期段階で早期診断・対応を行い、自宅での生活をできるだけ長く送れるように！

認知症サポーター養成講座 開催しました！



令和5年度は全4回開催しました。59名の方が受講し、認知症サポーターの仲間入りをしました。たくさんの方の認知症サポーターの温かな見守りが、認知症の方やその家族が安心して暮らし続けるための大きな手助けになっています。

【今年度も認知症サポーター養成講座開催します】

日程が決まりましたら広報などでお知らせします。

また、出張講座も行っています。

5名以上の団体（学校・地域団体・企業など）の方は、福祉健康課までご連絡ください。



高齢福祉係では電話や訪問による「もの忘れ・認知症相談」を行っています。

もの忘れや認知症のこと以外でも、介護のことなどで聞いて欲しいなどお気軽にご相談ください。

■ 問い合わせ ■ 福祉健康課高齢福祉係 電話 9-5670

東京都シルバーパス シルバーパス制度をご存知ですか

■問い合わせ・申込■

企業課運輸係 電話 2-1126

満70歳以上の都民の皆さんの積極的な社会参加を支援するために、東京都の支援のもとに実施している制度です。

パスの発行を希望される方は、企業課運輸係に申し込みください。

◎利用できるバスなど

- 八丈町営バス
- 都内路線バス
- 都営地下鉄（大江戸線、新宿線など）
- 日暮里・舎人ライナー
- 都電

◎利用期間（今回申請分）2024年9月30日（月）まで

対象区分	費用	必要書類
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">満70歳以上の都民</div> 区市町村民税が非課税の方 または 課税で合計所得金額 <u>135万円</u> 以下の方	1,000円	①住所・氏名・生年月日が確認できる書類 （健康保険証、運転免許証など） ②令和4年度区市町村民税非課税の方は課税状況が確認できる書類 （住民税非課税証明書、介護保険料納入通知書など）
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">満70歳以上の都民</div> 上記以外の方	10,255円	住所・氏名・生年月日が確認できる書類 （健康保険証、運転免許証など）

八丈町老人優待乗車券について

65歳～69歳の方は八丈町老人優待乗車券をご利用いただけます

利用期間、費用、必要書類については、上記シルバーパスの記事内と同様です

- ◎受付窓口 …………… 福祉健康課高齢福祉係および各出張所
- ◎利用できるバス …… 八丈町内の路線バス
- ◎対象者 …………… ●65歳～69歳の方 ●八丈町の区域内に住所を有する方
 ※65歳になる方は、誕生月の初日から申し込みができます
 ※1日生まれの方は、前月の1日から申し込みができます



■問い合わせ・申込■ 福祉健康課高齢福祉係 電話 2-5570

4月 老人クラブ活動

※町内在住のおおむね60歳以上の方が対象です

下記の日程で各地域老人クラブは定例会を開催します

地域	日時	会場	■問い合わせ■
三根	15日（月） 午前9時30分～正午	三根公民館	川上絢子 電話 2-0780
大賀郷	今月はお休みです		奥山妙子 電話 2-0498
檜立	5日（金） 午前9時30分～11時30分	檜立公民館	結城 眞 電話 7-0673
中之郷	18日（木） 午前9時15分～午後1時	中之郷公民館	山下和彦 電話 7-0127
末吉	2日（火） 午前9時30分～11時30分	末吉公民館	沖山義人 電話 8-0425

その他、老人クラブごとに様々な活動を行っています。興味のある方はご連絡ください

水道だより

■問い合わせ■ 企業課水道浄化槽係 電話 2-1128
FAX 2-7231

◆ 水道料金の請求再開について ◆

町で3月請求分（2月検針）まで水道料金を補助していましたが、4月請求分（3月検針）より通常請求となります。

◆ 水道の届出を忘れずに ◆

例年3月下旬から4月上旬にかけ、水道使用の開始・中止のお手続きで窓口が大変混み合います。転居する日付が決まり次第、早めのお手続きをお願いします。

【水道の手続き】

転居される際には事前に水道使用の開始・中止のお手続きが必要になりますので、企業課水道浄化槽係窓口または各出張所にお越しください。

手続きをせず転居をされた場合、転居後も水道料金の請求が発生しますので、ご注意ください。

また、**転居日当日までの水道料金が発生します。納め忘れのないようお願いします。**

機 会	必要書類	備 考
転入時（島外から）	水道使用開始届	八丈町に住民票のない場合は運転免許証などの本人確認書類が必要です
転出時（島外へ）	水道使用中止届	
転居時（島内で）	水道使用開始届・水道使用中止届	

◆ メーター周りの清掃を ◆

水道メーターの検針を毎月行っていますが、メーターが土で埋もれていたり、伐採木が上に積まれている水栓がいくつか見受けられます。メーターが見つからないことや、検針ができなくなってしまうことがありますので、定期的にメーター周りの清掃をお願いします。

◆ 水道料金の滞納対応状況 ◆

催告兼給水停止予告発送件数 64件（12月請求分）
給水停止件数 11件（12月請求分）

水道料金のお支払いには便利な口座振替をご利用ください

し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日のお知らせ

し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日は第2・4土曜日、日曜日、および祝日です。（本紙巻末のカレンダーをご覧ください）**なお、休業日や業務時間外に汲み取り作業を実施する場合は、通常納めるべき処理手数料のほかに、「業務時間外収集手数料（収集1カ所につき9,200円）」を別途請求します。**

- ◆ 収集運搬業務の受付時間 …… 午前8時～正午、午後1時～4時
- ◆ し尿・雑排水の収集依頼先 …… (株)八丈島衛生総合企画 電話 2-0855

■問い合わせ■ 住民課環境係 電話 2-1123



環境だより

■問い合わせ■ 住民課環境係 電話 2-1123

新しいクリーンセンターが竣工しました

1月より試運転を開始していたクリーンセンターは、4月1日より正式に稼働を開始します。今後も安全かつ安定したごみ処理を継続するため、ごみの正しい分別排出や減量化へのご理解とご協力をお願いします。

中之郷埋立処分場について

2月2日の火災発生から休止していた中之郷埋立処分場は、2月14日に火災の鎮圧を確認後、鎮火に向けた消火活動及び原因調査などを実施しています。また、周辺環境への影響を調査するため水質検査などを早急に実施します。中之郷埋立処分場での廃棄物の受け入れについては、以前と同様な処理を行うことが困難となり、下記のとおり4月1日から空きびん及び伐採木の受け入れに関する運用を変更します。

品 目	持ち込み先	ごみ集積所への排出
空きびん・ガラスくず・せともの類 (製造業および建設工事に係るものを除く)	クリーンセンター	1世帯につき一度にごみ袋2個程度まで
少量(1日100kgまで)の枯枝・枯草 (径5cm・長さ50cmまで)		
一般家庭から排出される伐採木 (草・葉・根を除く、径20cm・長さ120cmまで)	八形山 リサイクルヤード	不可
一般家庭から排出される伐採木 (草・葉・根を除く、径50cm・長さ300cmまで)	南原処理場(有料)	
維持管理に伴い事業者から排出される伐採木 (建設工事に係るものおよび草・葉・根を除く、径50cm、長さ300cmまで)		

※伐採木を南原処理場に持ち込む場合は、事前に町ホームページまたは住民課環境係窓口にて搬入ルールを確認してから搬入してください。産業廃棄物については、(株)有明興業八丈島営業所にご相談ください。

アシジロヒラフシアリー斉防除試験について

3月のペイト剤引換時にご案内したとおり、設置要領を改めて確認のうえ4月より実施をお願いします。島内一斉に実施することでより効果が高まります。皆様のご協力をお願いします。

「ごみ分別区分表」を改訂しました

令和6年4月から、内容変更に伴い「ごみ分別区分表」の改訂版を作成し、広報に折り込みました。ご家庭の見やすい場所に掲示し、新しいものと取り換えをお願いします。

主な変更点

➔ 各種ごみ処理施設の受付日時などを修正しました。

➔ 空きびんの収集を全地域とも毎週木曜日に増やしました。

※ごみ集積所の設置看板内容については、4月以降順次修正をおこなっていきます。

※下記により、ペットボトルのキャップやラベルは取り外し、燃やせるごみへ分別ください。



ごみの分別区分表

● 八丈島サッカー協会からのお知らせ ●

2007年4月から17年間実施してきましたペットボトルキャップリサイクル事業は、昨今の輸送費上昇などの影響を受け、やむなく終了しました。

ペットボトルキャップでワクチン支援事業の実績 ～世界の子どもたちにワクチンを～

実施期間 2007年4月～2024年3月

回収実績 2,988,508個(約3,735回分のワクチン)

※キャップ2kg(800個)で1ワクチン(ポリオ/小児まひ)

CO2削減実績 21,893kg(東京ドーム9個分)のCO2を削減しました

ご協力
いただき
ありがとう
ございました

4月子どもの定期予防接種のお知らせ

■問い合わせ・予約■

福祉健康課保健係 電話 2-5570

令和6年4月より、四種混合ワクチンとヒブワクチンが一体となった五種混合の接種が開始されます。

予 防 接 種 名	日 時	会 場
B型肝炎・五種混合・ロタ集団予防接種	11日（木） 午後1時30分～3時30分	 町立八丈病院 小児科
麻疹風しん第1期集団接種	25日（木） 午後2時～3時	
小児用肺炎球菌集団接種	25日（木） 午後1時30分～3時	
予約制個別接種	11日（木） 午後2時～3時30分 25日（木） 午後2時～3時30分	

予約制個別接種は、お子さんの体調不良などで集団接種の機会を逃した方や時間の都合がつかない方などのために、毎月第2、第4木曜日に設けており、事前予約が必要です。ご希望の方は、実施日の1週間前までに問い合わせ先までご連絡ください。

4月母子保健



■問い合わせ・予約■

福祉健康課保健係 電話 2-5570

区分	健診名など / 対象	期 日	個別通知	予約
健康診査	4歳児歯科健康診査 令和2年1月25日～令和2年4月11日 生まれの幼児	11日（木） 受付：午前9時15分～10時30分	あり	—
	3歳児健康診査 令和3年2月21日～令和3年4月16日 生まれの幼児	16日（火） 受付：午前9時～10時30分		
	3～4か月児・産婦健康診査 令和5年11月9日～令和6年1月18日 生まれの乳児とその産婦	18日（木） 受付：午前9時～9時30分		
相談ほか	こども心理相談 ※1 1歳6カ月以上の未就学児	16日（火） 午前9時～午後4時	—	要
	すくすく相談 ※2	24日（水） 午前9時～11時		
	もぐもぐ離乳食 ※3	26日（金） 午前10時～11時30分		

会場：保健福祉センター

- ※1 言葉が遅い・落ち着きがない・身体の動きがぎこちない・癖が気になるなど心配なことがありましたら、専門の心理相談員が相談に応じます。
- ※2 日頃の子育てのなかからでてくる疑問や心配事などに保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士が応じます。お子さんの身長体重の計測もできます。母子健康手帳を持参してください。
- ※3 生後7カ月から11カ月の保護者を対象として、お子さんの月齢や発達に合った離乳食の進め方についての教室を開催しています。安心して離乳食を進めることができるように実際に試食をしながら、離乳食についての不安を一緒に解決しましょう。
○持ち物：母子手帳、おんぶ紐（必要な方）

子ども家庭支援センターからのお知らせ

- ★開館日★ 平日：午前8時45分～午後5時
第4土曜日：午前9時～正午（交流ひろばのみ）
- ☆休館日☆ 第4土曜日以外の土、日、祝日はお休みです。

■問い合わせ■
子ども家庭支援センター
電話 2 - 4300

4月の交流ひろばの催し 午前10時30分～11時

- 17日（水）『はじめまして！みんなで手あそび うたあそび』
- 24日（水）『こいのぼり作り』

今月は
4月27日（土）です！

☆初めてご利用になる皆さんへ☆

利用登録が必要となります。来館の際、窓口にてお声かけください。お待ちしております！

八丈町英会話教室 生徒募集！！ ～楽しく英語に触れあおう！～

- ★受講資格 八丈町在住の小学生以上の方
- ★クラス ①小学生クラス …… 小学生を対象としたクラス
②一般クラス …… 大人を対象としたクラス（中・高校生含む）
③パパママクラス …… 親子（未就学児同伴）で受講できるクラス
※クラスの内容は、時間や曜日ごとに異なります。
- ★場 所 大賀郷公民館（月・火）、三根公民館（水・金）、中之郷公民館（木）
- ★受講料 無料
- ★申込方法 「申込書類」を記入のうえ、教育課窓口、各出張所に提出してください。
メールアドレスをお持ちでない方は、別途返信用封筒が必要です。
（あて名を記入し、必要分の切手を貼付してください）
申込締切後にクラス編成を行い、皆さんに通知します。



★申込締切 4月22日（月）

利用方法や時間割、実施日などの詳しい情報は、教育課窓口、各出張所で配布する「申込書類」をご確認ください。

■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話 2 - 7071

令和6年度地域振興に係る補助事業（第1回）の募集

事業概要：地域振興を図ることを目的とした事業に対し、その経費の一部を補助しています。

対象者：島しょ地域にお住まいの個人・団体

補助実施者：（公財）東京都島しょ振興公社

申請など：東京都島しょ振興公社ホームページより申請書類などをダウンロードの上、
ご申請ください

申請窓口：八丈町企画財政課（町役場2階18番窓口）

募集期間 4月1日（月）～19日（金）



島しょ振興公社ホームページ
地域振興補助事業

■問い合わせ■ （公財）東京都島しょ振興公社 電話03-5472-6546
八丈町企画財政課企画情報係 電話 2 - 1120

教育委員会だより

■問い合わせ■ 教育課庶務係 電話 2-7071

今月の学校行事

- 各小・中学校 始業式 8日(月)
- 各小学校 入学式 8日(月)
- 各中学校 入学式 9日(火)
- 各中学校 修学旅行
 - 富士中学校 21日(日)～25日(木)
 - 大賀郷中学校 23日(火)～27日(土)
 - 三原中学校 22日(月)～26日(金)



小中一貫教育がスタートしています！

町では、大きく変化してきている社会情勢に柔軟に対応できるようにするために、義務教育期間の小中学校9年間で「自分の力でたくましく生き抜く子」の育成を目指して、小中一貫教育を平成30年度(2018年度)より始めました。

具体的には、

- ◎ 自ら考え、判断して行動し、目標に向かって粘り強く取り組む子ども
- ◎ 他者と関わる中で、積極的にコミュニケーションをとり、自分の考えや気持ちを表現することを通して、温かい人間関係を築くことが出来る子ども

を育てることを目標に進めております。

そのために、各地区の小中学校では9年間の学習カリキュラムなどを編成して、小中学校の先生方が協力し合って一貫した教育活動を行っており、成果をあげつつあります。

また、学校の通称名は次のようにしています。(学校の正式名称は変わっていません)

- 〈三根地区〉 三根学園三根小学校 / 三根学園富士中学校
- 〈大賀郷地区〉 大賀郷学園大賀郷小学校 / 大賀郷学園大賀郷中学校
- 〈坂上地区〉 三原学園三原小学校 / 三原学園三原中学校

学校の敷地内禁煙です！

東京オリンピック・パラリンピック大会を健康増進の取組の契機として、国や都において法整備が進められ、これらを踏まえ、八丈町立小中学校の敷地内は『全面禁煙』となっています。

学校休業日や時間帯に関係なく、各種学校行事や施設利用時についても敷地内禁煙となりますので、ご協力をお願いします。

■八丈町教育相談室	電話 2-0591	毎週火・水・木曜日 午前9時～午後5時
■東京都いじめ相談ホットライン (東京都教育相談センター)	電話 0120-53-8288	24時間・教育相談全般
■東京いのちの電話	電話 03-3264-4343	24時間

図書館からのお知らせ

● 図書館で本などを借りるには

本やDVDなどを借りる時は、「図書貸出カード」が必要です。本人確認書類（保険証や免許証など）をお持ちになり、カウンターで手続きをしてください。小さなお子さんの場合も、本人確認をしています。

種類	貸出点数	期間	続けて借りたい時は
本・雑誌・紙芝居 ※雑誌は最新号をのぞく	1人5冊まで	2週間以内	予約がなければ 1回限り2週間延長可
DVD・ビデオ	1人3点まで		

● 返すときは

- ➔ **図書館で返す**：借りた本やDVDなどを、カウンターまでお返しください。コミュニティセンター開館時は、返却ボックスへの投函が可能です。
- ➔ **樫立・中之郷・末吉地域の出張所で返す**：各出張所の業務時間中、借りた本やDVDなどを所内の返却箱に入れてください。出張所で返されたものは、返却手続きが完了するまでに数日かかることがあります。※ほかの図書館から借りた本は、図書館カウンターに直接お返しください。

● おはなし会の名称が変わります

毎月第2土曜日10時から、図書館で行っているおはなし会。4月から、名称が「おはなしひろば・きごごん」に変わります。

「きごごん」とは「聞こうよ」という意味です。

子ども文庫の方や図書館スタッフが、楽しい絵本の読み聞かせをします。

赤ちゃん、小さなお友達、小学生、おうちの方、どなたでも参加できます。

ぜひ「聞きに」来てくださいね！

おはなしひろば
きごごん



- **おはなしひろば・きごごん** 13日（土）10時～11時
八丈の布絵本 結・しただみ文庫（合同開催）

● 今月の新着本から

『仕事でSNSを使いたいけど初心者の「やらかし」が怖いので弁護士さんに気になること

全部質問してみた』ヤマサキ ミノリ 著

『秘密に満ちた魔石館3・4・5』廣嶋玲子 作

『モジモジばあは、本のおいしゃさん』仁科幸子 作

新着本、DVDの最新情報は、
図書館ホームページ「新着案内」をご覧ください

- **休館日** 毎週月曜日、30日（火）

- **開館時間** 午前9時30分～午後5時

返却期限を過ぎてはいませんか？

- お手元の本・DVDなどの返却日をご確認ください
- コミュニティーセンター開館時は返却ボックスへの投函が可能です
(平日月曜日閉館／祝日開館：午前8時30分～午後8時30分)
- 坂上各出張所でも返却できます（平日午前8時30分～午後5時15分）
- 図書貸出カードの新規・更新・再交付には、「本人の来館と身分証明書の提示」が必要です
- 八丈町立図書館ホームページ <http://www.hachijo-library.jp/Library/>



八丈町立図書館
ホームページ

■ 問い合わせ ■ 教育課生涯学習係 電話 2-0797

八丈支庁展示ホール内の 八丈島歴史民俗資料館の閉館について

旧八丈島歴史民俗資料館（馬路横）の大規模改修工事に伴い、平成30年6月9日より一時移転先として八丈支庁展示ホール内で運営していた資料館は、旧八丈島歴史民俗資料館（馬路横）でのリニューアルオープンに向け、開館準備のため令和6年11月30日をもって閉館します。

旧八丈島歴史民俗資料館（馬路横）については、リニューアルオープンに向け、建物の改修工事ならびに展示準備を進めており、建物の文化的価値を生かした魅力ある資料館を目指して令和7年10月1日の開館を予定しています。

■今後の運営スケジュール（予定）

令和6年11月30日（土）をもって 八丈支庁展示ホール内資料館 閉館

令和7年10月1日（水）より 旧八丈島歴史民俗資料館（馬路横）リニューアルオープン

（リニューアルオープン後の完成イメージ）



八丈島歴史民俗資料館に関する情報を発信しているので、ご覧ください



八丈島歴史民俗資料館 基本情報



八丈島歴史民俗資料館の歴史



旧八丈島歴史民俗資料館（馬路横）の
改修工事進捗状況

■問い合わせ ■ 教育課生涯学習係 電話 2-7071

「表示登記の日」 無料相談

◎相談内容 土地・建物の調査・測量、境界問題および
不動産の表示登記の相談

◎相談日時 4月5日（金）
午前10時～午後3時まで

◎相談場所 東京都八丈島八丈町大賀郷7957番地
齋藤孝道土地家屋調査士事務所

◎相談担当 東京土地家屋調査士会 七島支部

◎後援 東京法務局

■問い合わせ ■ 齋藤孝道土地家屋調査士事務所 電話 2-2185

東京法務局による登記手続案内【完全予約制】

東京法務局職員が登記申請（不動産／商業・法人登記）の手続方法をご案内します。役場に設置された「ウェブ会議システム」を通じての相談となります。また、ご利用は完全予約制とし、事前予約者のみの対応となっていますので、ご注意願います。

なお、予約時には、「八丈町役場のウェブ会議システムからの利用である」ことをお伝え願います。

【日 程】 4月9日（火）、10日（水）（次回の予定…5月7日（火）、8日（水））

【相談時間】 午前9時から午後4時（正午から午後1時を除く） 1回20分

【場 所】 町役場 2階相談室 5

【問い合わせ・予約】 ※事前予約は、相談日の1カ月前から前日正午までにお願います

不動産登記申請に関するもの 電話 03-5213-1330（不動産登記部門・法規係）

商業・法人登記に関するもの 電話 03-5213-1337（法人登記部門・法規係）

●東京法務局からのお知らせ

4月1日から、相続などにより不動産の取得を知ってから3年以内に登記の申請をすることが義務化されました。また、正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。身の回りの不動産の名義を確認し、相続登記が未了の場合は速やかに相続登記を行いましょう。

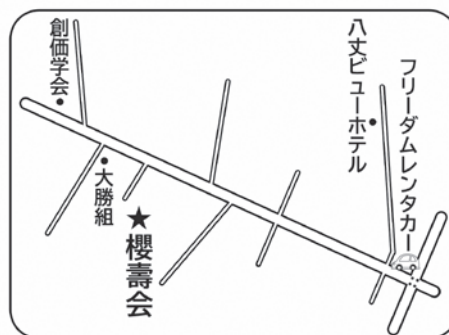
八丈町地域包括支援センター 業務委託先の変更について

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持や生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的とした施設です。高齢者の介護や暮らしに関する問題についての総合相談支援や介護予防ケアマネジメント業務などを行っています。

4月1日からの新たな業務委託先は以下のとおりです。

- 委託先 一般社団法人^{おうじゅかい}櫻壽会
- 名 称 八丈町地域包括支援センター
- 住 所 大賀郷7486番地 6
- 電 話 2-5660
- F A X 2-5661
- メール oujyuhoukatu@gmail.com

■問い合わせ■ 福祉健康課高齢福祉係 電話 2-5570



令和6年度 指導員募集

がじゅまる広場・とびっこクラブ (学童)

子どもたちの居場所を確保するため、地域の皆さんの力が必要です！

特に三根小と三原小の指導員が不足しており運営が厳しい状況です。ご協力をお願いします！

● 協働活動サポーター ●

- ★業務内容 児童の安全管理、指導など
 - ★募集人数 三根小学校、三原小学校若干名
 - ★勤務時間・日数 シフト制、月～金の週1～5日
 - ★加入保険 労災保険
- 授業のある平日

	月、火、木、金	水
がじゅまる	午後2時～4時（～5時）	午後1時30分～4時（～5時）
とびっこ	午後2時～6時30分	午後1時30分～6時30分

◎午前授業の日は開始時間が12時30分になります。終了時間は学校ごとに異なります。

◎とびっこクラブの退勤時間は児童が早退すると早まります。

- 土曜日及び夏休みなど長期休業

とびっこ	【二交代制】午前8時～午後1時、または午後1時～6時30分
------	-------------------------------

● 特別支援サポーター ●

- ★募集内容 特別支援学級に在籍する児童の安全管理（主に補助・介助に関すること）
 - ★募集人数 2名
 - ★勤務場所 三根小学校
 - ★勤務時間・日数 シフト制、月～金の最大週5日（児童の参加日による）
- 授業のある平日

	月、火、木、金	水
がじゅまる	午後2時～4時30分※	午後1時30分～4時30分※

※冬時間は4時まで。出勤、退勤時間は児童の参加時間に準じます。

● 共通事項 ●

雇用形態：会計年度任用職員（1年ごとの更新）

勤務場所：小学校

給与形態：時給制 1,113～1,179円（業務内容、保有資格（保育士、教員免許等）による）

応募資格：八丈町に居住の方で、体力に自信があり、子どもが好きの方。（高校生はご相談ください）

応募方法：「会計年度任用職員申込書」を教育課生涯学習係または福祉健康課厚生係へご提出ください。
 会計年度任用職員申込書は、八丈町役場総務課および各出張所にあるほか、町ホームページからダウンロードが可能です。

選考方法：書類選考後、面接により決定します。

詳しい内容については問い合わせいただくか、八丈町ホームページをご覧ください

■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話 2-7071

八丈町放課後子どもプラン

検索

運転手募集

八丈町営バスでは運転手を募集しています。
 初心者、未経験者大歓迎です。
 運転が好きな方、バスに興味がある方、接客が好きな方、
 町営バスと一緒に働きませんか？



- 募集職種** 運転手
- 仕事内容**
 - 島内を運行する路線バス
 - 貸切バスの運転業務
 - その他軽微な作業
- 応募資格** 昭和53年4月2日以降に出生の中学校既卒で、大型自動車第二種免許を取得している方
 なお、地方公務員法第16条欠格条項に該当する方は受験できません。
- 採用予定時期** 随時
- 選考方法・提出書類** 八丈町公式サイト「職員募集」をご覧ください。
 ホームページ <https://hachijo.info/info/?p=19778>
- 提出先** 〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2
 八丈町総務課庶務係 電話 2-1121



町長上京日記

2月8日～9日

- ANA1894便にて上京
- 第253回HAT取締役会
- ANA1895便にて帰島

13日～15日

- ANA1894便にて上京
- 東京都島嶼町村会との打合せ
- 国土政策局長との意見交換会
- 令和5年度第4回正副会長会議
- 令和5年度全国離島振興協議会第4回理事会
- 令和6年度離島振興関係予算（案）説明・意見交換会
- 離島振興懇談会
- ANA1893便にて帰島

18日～21日

- ANA1894便にて上京
- 令和5年度第5回公益財団法人東京都島しょ振興公社理事会
- 島じまん2025第1回実行委員会
- 令和5年度第5回伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造対

策協議会

- 令和6年東京都島嶼町村会定期総会
- 令和6年東京都島嶼町村会・島しょ町村議会議長会第1回合同会議
- 令和6年東京都島嶼一部事務組合議会定例会
- 令和5年度第2回東京都土地改良事業団体連合会理事会
- 令和5年度第67回東京都土地改良事業団体連合会通常総会
- 東京都町村会自治研修会
- 東京都町村会自治功労表彰式
- 令和5年度第5回東京都町村長会議
- 東京都町村会行政懇談会
- ANA1893便にて帰島

29日～3月2日

- ANA1894便にて上京
- ANA263便にて福岡空港へ
- 壱岐市市制施行20周年記念式典・祝賀会出席
- ANA262便にて東京（羽田）空港へ
- ANA1891便にて帰島



八丈病院からのお知らせ

■問い合わせ■

町立八丈病院事務局 電話 2-1188

● 岩淵クリニック休診に伴う外来診療についてご協力ください

岩淵クリニック休診に伴い、外来が大変混雑しています。クリニックがかりつけであった患者様が新規に当院の内科を受診される場合は、受診される前に「町立八丈病院 2-1188」に電話で予約をお願いします（平日の午前 8 時 30 分～正午）。なお、受診される際は、常用薬情報（おくすり手帳など）、採血データなどがございましたらご持参をお願いします。訪問診療については、現在対応を検討中です。

● 院内感染対策にご協力ください

「発熱や、鼻水、のど痛、咳、その他かぜ症状がある方」は、院内の待ち合い所に入る前に「町立八丈病院 電話 2-1188」に 電話連絡をする ようにお願いします

● 臨時診療について（受診方法別）

診療科名	受診方法	時間など
●耳鼻咽喉科	受診日当日受付	当日受付 時間：午前 8 時～11 時 ※日程は防災無線でお知らせします
●整形外科	外科受診後予約	(外科以外の常設科受診時も予約可能)
●皮膚科 ●眼科	電話または来院し 当院予約係にて予約	予約受付時間：開院日の午前 8 時 30 分～正午
●精神神経科 ●糖尿病内科 ●甲状腺内科 ●消化器内科 ●腎臓内科 ●神経内科 ●泌尿器科	内科受診後予約	—
●糖尿病教室	当日来院	医師による糖尿病についての基本指導など ★ 今月は 4/12 (金) 開催予定です

※他院からの紹介状をお持ちの方もしくは、障がい者手帳更新のための受診については、別途予約係までご相談ください。

● 町立八丈病院職員募集

- ◎募集職種……………看護師：若干名、薬剤師：1名
- ◎対象者……………資格保有者であり、地方公務員法第16号の欠格条項に該当しないこと
- ◎採用予定時期……………随時
- ◎選考方法・提出書類……………町ホームページ「職員募集」をご覧ください

■提出先 ■ 〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷2551-2 八丈町総務課庶務係 電話 2-1121

Let's be healthy !

〇〇。わたしの健活

☆病院スタッフの健康に対するつづきです。皆さんの健活（健康に対する様々な活動）へのキッカケにさせていただければ幸いです。

By 島民健康会議

私の思う健康とは、心身共にストレスをためないことです。
私の精神的健康法は、カラオケ熱唱や笑う事、そして癒し系の動画を見て発散しています。
肉体的健康法は、振動マシーン20分をすることです。
これからは、心身共に良好になるように、体の健康を考えて健活をしていきたいと思えます。

Na : J.O



東海汽船の運賃改定について

5月1日（以降旅客乗船分および貨物受付分）より、東海汽船の運賃改定が実施されます。

- 旅客運賃は、15%の増額となります。
ただし、2年間、島しょ在住者割引の割引率が各5%引き上げとなります。
（大型客船は現行35%を40%へ、高速ジェット船は現行30%を35%へ）
- 貨物運賃は、10%の増額となります。
 - * 燃料油価格変動調整金の加算は継続されます。
 - * 受託手荷物運賃、手回り品料金等についても改定されます。
 - * 2024年5月の旅客運賃表及び貨物運賃表は、東海汽船のホームページまたは各営業所にてご確認ください。

■ 問い合わせ ■ 東海汽船お客様センター 電話 03-5472-9999

4月の運行情報

【ANA】 電話 0570-029-222

便名	羽田発	八丈島着
NH1891	07:30	08:25
NH1893	12:05	13:00
NH1895	16:00	16:50



便名	八丈島発	羽田着
NH1892	09:00	09:55
NH1894	13:45	14:40
NH1896	17:25	18:25

【東海汽船】 電話 03-5472-9999 04996-2-1211

東京発	八丈島着
22:30	08:55

八丈島発	東京着
09:40	19:40

【東邦航空】 電話 04996-2-5222

運行状況は直接ご確認ください <http://tohoair-tal.jp/>

編集時点での情報です。急な変更などありますのでご注意ください



東京愛らんど
シャトルHP

町へのご意見など

町へのご意見などがありましたらお寄せください。電話、郵送、FAX、電子メールいずれの方法でも構いません。回答を希望する場合は、氏名・住所・連絡先を記載してください。

■ 問い合わせ ■ 〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2 八丈町企画財政課企画情報係
電話 2-1120 FAX: 2-4824 メール: ha130@town.hachijo.tokyo.jp

日	月	火	水	木	金	土
	1 フリージアまつり 7日まで	2	3	4	5	6
	コミュニティセンター休館日 図書館休館日					
7	8	9	10	11 4歳児歯科健診 保福 9:15~10:30 (要予約)	12	13 おはなしひろば・きこごん 図書 10:00~11:00
	し尿収集運搬休業日 コミュニティセンター休館日 図書館休館日					し尿収集運搬休業日
14	15	16 3歳児健診 保福 9:00~10:30 こども心理相談 保福 9:00~16:00 (要予約)	17	18 3-4か月児・産婦健診 保福 9:00~9:30 (要予約)	19	20
	し尿収集運搬休業日 コミュニティセンター休館日 図書館休館日					
21	22	23	24 すくすく相談 保福 9:00~11:00 (要予約)	25	26 もぐもぐ離乳食 保福 10:00~11:30 (要予約)	27
	し尿収集運搬休業日 コミュニティセンター休館日 図書館休館日					し尿収集運搬休業日
28	29	30				
	し尿収集運搬休業日 図書館休館日	図書館休館日				

掲載の予定などは全て編集段階のものであり、変更することがあります

町役場開庁日

平日午前 8 時30分
～午後 5 時15分

町立病院 臨時診療日

詳しくは34ページを
ご覧ください

温泉休業日

温泉	定休日 ※祝日の場合は営業
ふれあいの湯 (檜立)	1日、8日、15日、22日 毎週月曜日
みはらしの湯 (末吉)	2日、9日、16日、23日、30日 毎週火曜日
ザ・BOON (中之郷)	— しばらくの間休業 —
やすらぎの湯 (中之郷)	4日、11日、18日、25日 毎週木曜日
洞輪沢温泉 (末吉)	1日、8日、15日、22日、29日 毎週月曜日 (祝日の場合も定休)

4月 ごみ分別回収

燃…燃やせるごみ びん…空きびん 資源…資源ごみ 害…有害ごみ 金属…金属ごみ

三根

日	月	火	水	木	金	土
	1 金属	2 燃・害	3 資源	4 びん	5 燃・害	6 ※1
7	8 金属	9 燃・害	10 資源	11 びん	12 燃・害	13
14	15 金属	16 燃・害	17 資源	18 びん	19 燃・害	20 ※1
21	22 金属	23 燃・害	24 資源	25 びん	26 燃・害	27
28	29 金属	30 燃・害				

大賀郷

日	月	火	水	木	金	土
	1 燃・害	2 資源	3	4 燃・害 びん	5 金属	6 ※1
7	8 燃・害	9 資源	10	11 燃・害 びん	12 金属	13
14	15 燃・害	16 資源	17	18 燃・害 びん	19 金属	20 ※1
21	22 燃・害	23 資源	24	25 燃・害 びん	26 金属	27
28	29 燃・害	30 資源				

檜立・中之郷・末吉

日	月	火	水	木	金	土
	1 燃・害	2	3 資源	4 燃・害 びん	5 金属	6 ※1
7	8 燃・害	9	10 資源	11 燃・害 びん	12 金属	13
14	15 燃・害	16	17 資源	18 燃・害 びん	19 金属	20 ※1
21	22 燃・害	23	24 資源	25 燃・害 びん	26 金属	27
28	29 燃・害	30				

※1 第1・3・5土曜日は、クリーンセンター及び南原処分場のごみ受付業務は休業します。